

### ③ デジタル教材等の普及促進、デジタル教科書の効果的活用

- 令和6年度（2024年度）以降の小・中学校等のデジタル教科書の段階的な導入を見据え、国の実証事業を活用しながら、道内におけるデジタル教科書を用いた好事例を収集・発信し、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。

#### 学習者用デジタル教科書普及促進事業

令和5年度予算額 18億円  
(前年度予算額 2.3億円) 文部科学省

**特徴・課題**

- ・GIGAスクール構想により一人一台端末環境が整備される中、学習者用デジタル教科書の活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をさらに推進することが必要。
- ・学校現場における実践的活用を進めながら、デジタル教科書の利点や課題の研究を行い、効果的な活用を図ることが必要。
- ・デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、教科・学年を絞って令和6年度から段階的に、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」を導入し、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を導入。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、  
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

#### 事業内容

##### ① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業 1,560百万円 (2,005百万円)

- ・小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む、以下同様）を対象として、デジタル教科書を提供し、普及促進を図る。
- ・令和6年度以降のデジタル教科書の在り方を見据えて、英語について全ての小・中学校等を対象に、算数・数学を一部の小・中学校等を対象に提供する。
- ・令和5年度に生じた課題の改善状況や全国的な提供に当たって生じる新たな課題等について報告を求める。
- (スキーム) 教科書発行者等に業務委託

対象校種・学年 国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応）

##### ② 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 241百万円 (93百万円)

- ・①の事業の対象校に対して全国でアンケート調査を実施し、マクロな視点から導入効果や傾向・課題等の分析を行う。
- ・①の事業の対象以外の学年・教科についても、一部学校に対しデジタル教科書を提供し、傾向分析・効果検証等を行う。
- ・実証研究校での詳細な調査によるミクロな視点からのデジタル教科書の使用による効果・影響の検証を行う。
- ・主体的・対話的で深い学びに資するデジタル教科書の効果的な活用方法等について、検討を行う。
- (スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

図表43 学習者用デジタル教科書普及促進事業(文部科学省資料)

- デジタル教材等を効果的に活用した取組を推進し、クラウドを活用して教材を教員間で共有するとともに、教科等横断的な学習や探究的な学習において、観察・実験を記録した映像やプレゼンテーションソフト、メタバース\*52を活用するなど、ICTの効果的な活用を推進する。また、生成AIなどの最新の技術の学校における効果的な活用について、国の動向等を踏まえながら、調査研究を進める。
- 公民館、図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら1人1台端末の効果的な活用について事例を収集し、ポータルサイト等に掲載するなどして実践事例を共有するとともに、国が作成する教育コンテンツの普及を図る。
- 学校の実情に応じて、EdTech\*53事業者をはじめとした民間事業者の知見を活用し、学校におけるICT活用を推進する。

図表44 EdTechツールについて

(経済産業省・EdTech導入補助金事務局資料)

**EdTechツールとは?**  
デジタルドリルやプログラミング学習ツールなどの先進的な教育用ソフトウェアのこと

<補助対象となるEdTechツールの機能(例)>

区分	機能分類	概要
メインツール	学習管理・授業支援	教職員や児童・生徒間で学習データや回答・発表などを共有・管理することで、学びの効率化や個別化作業等を促すもの
	学習支援コンテンツサービス	種々の児童・生徒の資力・能力を高めるために、または教職員が授業内容の改善や学習成果の向上のために用いる学習支援コンテンツ(オンライン学習ツール、EdTech事業者が英語・算数・理科等の基礎的学習サービス、個別学習、ドリル教材、教材、プログラミング学習等) ※動画、アニメーション等のコンテンツにおいては学校教育法第34条第4項等に該当する教材(補助教材)に該当するもの
オプションツール	発展的な学び	特定の教科にとどまらない発展的な学びを促すもの
	業務支援ツール	教職員の業務負担軽減や校務の統一・標準化・業務改善など、学校内の業務を効率化するもの
オプションツール	コミュニケーションツール	学校と児童・生徒・保護者間で使用する掲示板やチャット等での連絡コミュニケーションツール
	教職員向け研修	教職員向けの指導スキル研修、マネジメント研修等を行って実施するサービス

※オプションツールは、メインツールとセットで導入する理由に限り補助対象となります。詳しくは、各EdTech事業者にお問合せください。

**<EdTechツールの活用事例・効果等>**  
EdTech導入補助金を活用したEdTechツールの活用効果(児童生徒の学び方や教職員の働き方に及ぼした変化など)については、こちらのサイトをご覧ください。  
[https://ictconnect21.jp/edtech2021/edtech2021\\_reports/](https://ictconnect21.jp/edtech2021/edtech2021_reports/)

学校管理・授業支援 (LMS) | デジタルドリル (IA, IB, IB, IB) | オンライン学習 | プログラミング学習ツール | 業務支援ツール | オプションツール (LMS, 研修等)

※過去のEdTech補助金採択事業者の成果報告が掲載されています。今回の補助金の対象となるEdTech事業者・EdTechツールは、令和4年4月中旬以降、事務局ホームページにて随時公表予定です。

EdTech導入補助金事務局

#### ④ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

- ICT を安全・安心に活用するため、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき端末やクラウドサービスのパスワードを適切に扱うほか、個人情報の流出事案やウイルス感染が発生しないよう、道立学校に対し北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ対策を徹底するとともに、個人情報等の取扱いについて十分留意するよう指導する。
- 市町村教育委員会に対し、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき情報セキュリティポリシー<sup>\*54</sup>を適切に定め、遵守するとともに、学校における情報セキュリティの確保や個人情報の保護等に取り組むよう働き掛けるほか、国の実践的サイバー防御演習や「地域情報化アドバイザー派遣制度<sup>\*55</sup>」の活用を促進するなどして、児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。

#### ⑤ 著作権への理解

- 教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために著作物を、クラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度について、市町村教育委員会に周知し、利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援する。【再掲】



図表45 学校における教育活動と著作権(令和5年度改訂版)(文化庁作成)

## (4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

### ① 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ICT を活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、北海道における学校の ICT 推進を担当する組織体制として、北海道教育庁 ICT 教育推進局 ICT 教育推進課を中心に教育庁各課や教育局、所管機関、知事部局が連携し、各学校において専門人材や民間事業者を含む組織的な支援体制を強化できるよう、各学校及び市町村教育委員会を支援する。

**道教委ICT活用サポートデスクによる支援について**

令和4年4月  
北海道教育庁 ICT教育推進局 ICT教育推進課

**「道教委ICT活用サポートデスク」は、市町村立小中学校等、市町村教育委員会、道立学校からの直接の電話相談等にも対応しています。是非、御活用ください。**

**【主な業務】**

- ICTを活用した授業改善に係る研修に関すること。
- クラウドサービスのアカウントやクラウドサービスの利活用に関すること。
- オンライン学習(双方向、オンデマンド含む。)の実施方法や端末の持ち帰り方法等に関すること。
- 著作物や個人情報の取扱いに関すること。
- 教育局での対応が難しい事例等について、市町村教育委員会や小・中学校等からの相談に対応すること。
- 市町村教育委員会や小・中学校等から研修講師として依頼があった場合に対応すること。
- 道立学校のBYOD端末での学習に関すること。
- 情報通信技術支援員(ICT支援員)等、学校のICT活用支援者の確保に係る相談に関すること。
- 校外、校内通信ネットワークに係る環境整備の相談に関すること。
- 自然災害等において被災地の学校等から支援依頼があった場合の支援に関すること。 など

**【受付】**  
電話又はメールにより受付しています。

(相談・資料提供等の流れ)

**道教委 ICT 活用サポートデスクはこちら**

メール：kyouiku.ict@pref.hokkaido.lg.jp

TEL：011-206-6467

図表46 道教委ICT活用サポートデスクによる支援について(道教委資料)

- 各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的に ICT 活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程における ICT 活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図る。
- 各教育局管内で、学校における ICT 活用に関する知事部局や市町村との連絡会議を継続して開催するほか、道と全市町村で構成する「北海道 GIGA スクール推進協議会」を定期的で開催し、市町村が所管の学校を自立的に支援することができるよう、オンラインで課題や事例等の情報共有・発信を行う。



## ② 情報化による校務効率化

- 各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。
- 国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策や、各システム間での相互運用などの将来像を検討する。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討する。【再掲】
- 働き方改革の観点から、校務の効率化による教職員の事務作業時間の減少を図るため、ICTを積極的に活用した業務を推進し、学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を図るよう促す。



図表47 ICTを活用した業務等の推進について(道教委資料)

### 3. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

#### ○ 国の施策を勘案し、地域の実情に応じた学校教育の情報化のための施策の推進（法第 21 条関係）

道教委は、国計画や国計画に基づく施策を勘案し、本道の地域の実情に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図る。

【参考：学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）  
（地方公共団体の施策）

第 21 条 地方公共団体は、第 10 条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### ○ 関係者の共通理解の促進

学校設置者、学校、保護者等の関係者が、ICT 利活用の方針や使用ルール等について共通理解を図れるように促す。

#### ○ 道民の理解と関心の増進

本計画の推進に関して、保護者をはじめとして広く道民の理解と関心を高めるため、広報や啓発、アンケートなどを実施する。

#### ○ 地域、大学や民間事業者等との連携

第 1 部 5. に示した道、市町村、学校の役割分担の下、産学官民の様々な主体が連携した取組を進める。

#### ○ SDGs の推進

道では、平成 30 年（2018 年）12 月、SDGs<sup>\*56</sup>のゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道 SDGs 推進ビジョン<sup>\*57</sup>」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、本道全体で SDGs の推進を図ることとしている。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものである。

- ・ゴール 4（ターゲット 4.1、4.3、4.4、4.5）
- ・ゴール 17（ターゲット 17.14、17.17）

